

【 議 事 録 】（概要）

実施日時 令和7年7月9日（水） 19:00～21:04

会 議 名	越谷市総合振興計画審議会 福祉・保健・子育て部会 第1回会議	会場	越谷市役所エントラン ス棟3階会議室3-1
件名/議題	1 開会 2 議事 (1) 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について 3 その他 4 閉会	資料：(■有 □無)	
出 席 者	<委 員>（8人） 〔1号委員〕 飯島孝子委員、永福徹委員、中村昌弘委員、根岸千怜委員、近澤恵美子部会長 〔2号委員〕 幸田勉委員 〔3号委員〕 狩野保弘委員 〔4号委員〕 田口孝行副部会長 <説明員>（21人） 大熊福祉総務課長、中村生活福祉課長、山崎障害福祉課長、渡辺地域共生推進課長 西岡地域包括ケア課長、会田介護保険課長、関子ども施策推進課長、 金子子ども福祉課長、秋山保育入所課長、小田保育施設課長、福岡青少年課長 角屋こども家庭センター長、中村地域医療課長、宮城健康づくり推進課長、 和田国保年金課長、永瀬保健総務課長、山越感染症保健対策課長、 長浜生活衛生課長、大林衛生検査課長、濱野市立病院事務部庶務課長、 根本市立病院事務部経営企画課長 <事務局>（5人） 倉澤政策課調整幹、黒澤政策課副課長、岩崎政策課主任、大久保政策課主任、 策定業務支援者：株式会社NTT東日本-関信越（1人）		
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		

●合意・決定事項

別紙（☒有 ☐無）

内 容
・ 会議の中で出た意見を部会報告書（案）に反映することとし、次回会議で審議することとした。 ・ 時間の関係で会議の中で出せなかった意見については、7月11日（金）までに事務局に提出することとし、これにより出た意見については、次回会議の冒頭に取扱いを審議することとした。

1 開会

- ・近澤部会長から開会のあいさつ
- ・事務局から第1回会議の議事録が確定した旨の報告

2 議事（進行：近澤部会長）

- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

（1）第5次越谷市総合振興計画基前期基本計画（素案）について

会長から審議の進め方について、大項目ごとに質疑応答、意見交換を進める旨委員に確認し、了承を得た。

事務局から、部会での審議の流れ、【資料10】第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）の分野別計画（大綱2）、審議のポイント等について説明を行った。

①大項目2－1について

（委員） 質問が3つある。1つ目は、39ページのめざす姿に関連する達成指標に指標名「地域活動に参加している市民の割合」とあるが、地域活動とは具体的には何を指すのかがわかりづらい。自治会の活動、お祭りなども含まれるのか、それとも、福祉推進員やその他の市民活動団体など、何らかの団体に所属して定期的に行う活動を指しているのか。

2つ目は、39ページの「課題」に「地域の関係機関どうしのネットワークを構築する必要があります。」と記載されているが、これらの機関をつなぐ役割を担う部署は決まっているのか。また、どのように構築されるかの考えについて教えていただきたい。

3つ目は、40ページの「民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数」の目標値が年間120日とされているが、民生委員の方から、なり手不足やコロナ以降の学校との連携の希薄化、プライバシーの問題により情報共有が困難なことなどにより、活動日数の確保が難しいという声を聞いている。このような状況下で、活動人数を増やすことは現実的なのか。数字を上げることは、目標としてはわかりやすいかもしれないが、なり手がいないので、活動日数を増やすよりも個々の活動内容を充実させるほうが重要なのではないか。量と質に関する考えについて、お伺いしたい。

（地域共生推進課） 1つ目の地域活動については、何らかのかたちで地域とのつながりを持っていたくことを念頭に、地域におけるさまざまな活動を広く含んでいる。具体的には、自治会が主催する行事への参加や福祉施設でのボランティア活動、趣味やスポーツのサークル活動などが挙げられる。市政世論調査では、どのような地域活動に参加しているのかを問う設問を設けているが、ご指摘のとおり、活字では伝わりにくい部分もあることから、これを解消できるよう表現等を検討する。

2つ目の質問については、本市では令和4年度から、包括的な支援が受けられるように地域の関係機関をつなげる役割を担うものとして、「重層的支援体制整備事業」を実施しており、地域共生推進課が所管している。「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会の実現に向けて、社会的孤立や育児・介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等の対象別の制度では十分にケアしきれない、分野をまたいだ複雑・複合的な困難を抱える世帯に対して、

関係機関が連携して課題を解決するために、協議・支援を行う仕組みとなっている。なお、「重層的支援体制整備事業」の一部は社会福祉協議会に委託しており、各支援機関をつなぐ役割を担っていただき、分野横断的な課題への対応を進めている。

(福祉総務課) 3つ目の民生委員・児童委員の活動日数の考え方について、令和3年4月からの前期基本計画においても、目標値は120日と設定した。実際に、コロナ禍前の令和元年度には120日を超える活動実績もあったため、現在はコロナ禍の制限がなくなっていることを踏まえ、コロナ禍前の前期の目標を変更する特段の理由はないと判断し、後期基本計画でも120日を目標としている。

一方で、ご指摘のとおり、民生委員を取り巻く現状の課題として、なり手不足や地域コミュニティの希薄化を背景に、活動に必要な情報の入手が困難となっており、民生委員の活動環境が非常に厳しくなっていることも認識している。

なり手不足の状況に関して、民生委員の定数は453名だが、実際に活動されている方は415名であり、38名が欠員となっている。この状況は、今の任期がスタートした令和4年12月の時点では412名、その前の任期が開始した令和元年12月の時点では415名と、ほぼ横ばいで推移している。しかし、就労する高齢者の増加に伴い、今後はこれまで以上に委員を確保することが困難になると見込まれるため、民生委員の負担軽減とあわせて、継続的な担い手の確保に努めていきたいと考えている。

また、「活動日数を確保するあまり、活動の質が損なわれるのではないか」という点について、活動指標として引き続き年間120日を目標に掲げてはいるが、日数のみを追求することで本来の民生委員活動がおろそかになることのないよう、今後も、民生委員の負担軽減と十分な活動の支援を図りながら、活動日数と活動内容の両面において、事務局として支えていく。

(委員) 民生委員の活動について、コロナ以降は家庭訪問を控えるよう要請があった。そのため、年間120日という活動日数の目標については、月に換算すると約10日だが、このような状況下では、年間120日という数値には正直なところ違和感を覚える。一方で、やむを得ない部分もあろうかと思うが、意見としてお聞きいただきたい。

(委員) 2点、確認を含めて伺います。まず1点目は、39ページに記載されている「地域活動に参加している市民の割合」について、この項目そのものというよりも、計画全体に関わる内容となるかもしれないが、本計画において「市民」とは、越谷市に住んでいる方のみを指しているのではなく、越谷市に通学している方や通勤している方も含めて「市民」と表現されていると理解しているが、その認識で間違いなのか。

2点目は、40ページに記載されている「地域福祉活動に携わる団体数」について、この「団体」とは、どのような定義か。社会福祉協議会では、福祉推進員による「ふれあいサロン」を市内で展開している。形式的には団体とは言い難い面もあるかと思うが、計画上の「団体」には、この「ふれあいサロン」も含まれているのか。

(地域共生推進課) 1つ目の計画における「市民」の定義について、この大項目2-1では、「地域共生社会の実現」をめざす姿に掲げている。この考え方に基づき、地域共生社会の実現には、行政、企業、住民など多様な主体が連携し、だれもが役割と生きがいを持てる社会を形成すること、そしてだれもが地域活動に参加しやすい環境づくりをすることが不可欠となっている。本市では、自治会を中心とした地域活動が活発に行われているが、加えて、地域に関係する企業や団体のほか、多様な属性の方々にも参画いただき、それぞれが地域で役割を果たし、互いに助け合う関係が構築され

ることが、地域共生社会が実現されている状況と考えている。したがって、本計画における「市民」は、本市に居住している方に限らず、本市に通勤する企業の方や通学する学生の方も含めている。

2つ目の地域福祉活動に携わる「団体」の定義については、地域、高齢、障がい、児童の4つの種類ごとに地域福祉活動に携わる団体の種別を設定している。具体的には、地域は自治会やふれあいサロン、高齢者は住民主体で支援を行うサービス団体や老人クラブなど、障がい者はこぼと館の利用団体、児童は子育てサークル、子ども食堂、フードパントリー、学習支援を行う団体などを地域福祉活動に関係している団体としてカウントしている。

(委員) こどもに関する施策は、複数の大項目にまたがっているので、少し広い視点で質問させていただきたい。「こども家庭庁」が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みが全国的に進められている。そこで、越谷市ではこの「こどもまんなか社会」の実現に向けて、どのような取組みをしているのか教えていただきたい。

(子ども施策推進課) 令和5年にこども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全国的に取組みが始まっている。本市では、令和5年7月に市長・越谷市・ガーヤちゃんの三者で「こどもまんなか応援サポーター」としての宣言を行った。この宣言を契機として、従来から行っていたこども関連施策や子育て支援を、より明確に、積極的に推進していくこととした。

具体的な取組みとしては、こどもに関する情報提供が十分に行き届いていないという課題を踏まえ、視覚的にわかりやすいInstagramを活用し、子育て関連情報を定期的に発信している。原則として月1回発信しており、この取組みは2年ほど継続している。また、こども医療費の無償化については、高校卒業まで対象を拡大するなど、さまざまな取組みを始めている。

さらに、令和6年度からは5か年計画の「こども計画」がスタートしており、国から示された方針を踏まえながら、必要な事業を計画に盛り込み、総合的に「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みを進めていきたいと考えている。象徴的な事業の一つとして、昨年度から「こどもまんなか！フェスティバル」を開催している。この事業は、単なる子育て支援イベントではなく、来て楽しむだけではなく、こども自身が企画に携わったり、運営に関わったり、こどもが社会の中心として活躍できる場を提供している。

(委員) 先ほど「地域活動」に関する議論があったが、計画全体を通して見たときに、表現の統一について少し気になる点がある。まず、38ページの「現状」の最下段には「地域福祉に関心を持ち、新たな担い手になり得る可能性がある市民がいまだ地域福祉活動への参加に至っていない傾向が見られます。」と記載されている。また、40ページの中項目211の指標名は、「地域福祉活動に携わる団体数」として、福祉に特化した活動を挙げている。それに対して、39ページの指標名では、「地域活動に参加している市民の割合」という表現が使われており、ここだけ「福祉」という文言が外れている。地域活動だと、サークル活動など、個人の趣味や楽しみを目的とした活動も含まれると捉えられる可能性があるため、地域共生社会の実現を目指すという大項目の趣旨からすると、ここも「地域福祉活動」と表記を統一した方が、整合するのではないかと感じた。

(地域共生推進課) 本市としては、まず市民の皆様に地域活動に参加していただき、その中で自分のできることを見つけていただくことで、結果的に地域福祉活動へとつながっていく可能性があると考えている。「地域活動」と「地域福祉活動」のどちらが入口かというのは一概には言えず、地域活動への参加をきっかけに福祉活動への関心が高ま

り、参加につながるケースも、地域福祉活動の場が増えることで、地域活動への参加が増えるというケースもあると思われ、好循環が生まれたらよいのではないかと考えている。そのような循環を促進するためにも、まずは広く「地域活動」として捉え、そこから地域福祉活動への展開を期待するという意図で、今回の指標設定を行った。

(委 員) 先ほどのご説明を踏まえると、「地域活動」という大きな枠組みがあり、その中に「地域福祉活動」が含まれるというイメージでよいか。

(地域共生推進課) 「地域活動」の中には、「地域福祉活動」も含まれるという形で定義している。

(委 員) 40ページの施策の方向性では、「地域福祉活動」に関して、地域・高齢・障がい・児童の各福祉分野に関わる団体が挙げられている。これは、あくまで福祉活動に関わる団体を掲げている。一方で、39ページのめざす姿に関連する達成指標では、「地域活動に参加している市民の割合」が示されており、こちらは福祉に限らず、広く地域活動全般への参加を対象としているということだが、達成指標と活動指標で範囲が異なっていることで、少しわかりづらくなっているのではないかと感じた。福祉以外の活動も含めた「地域活動」を施策の方向性の中にも明示することで、39ページの「地域活動に参加している市民の割合」という指標に貢献できると考えるがいかがか。

(地域共生推進課) まず、市民の皆様には「地域との関わりを持っていただきたい」という考えがあり、「地域活動に参加している市民の割合」を達成目標として掲げている。ご指摘のとおり、意図が伝わりにくい部分があるので、文言や表現の工夫によって、よりわかりやすく、意図が伝わるようにできるかどうか、改めて検討させていただきたい。

(委 員) 例えば、中項目211の説明文に、地域活動から地域福祉活動へとつながる流れや循環についての意図が記載されると、達成指標との関係性がより明確になり、読み手にも伝わりやすくなると思う。

② 大項目2-2について

(委 員) 医師会の活動について、「課題」に「超高齢社会の到来や災害時等に対応する地域の医療体制を強化する必要があります。」と記載されているが、越谷市医師会では、これに関連した取組みを継続的に行っている。

災害対策に関しては、定期的に「災害対策委員会」を開催しており、災害時の救護所の場所やどの医師をどこに派遣するかといった医療体制の検討を行っている。

また、感染症対策についても、過去の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、「感染症対策委員会」を定期的に開催し、感染症への対応力の強化に努めている。

(委 員) 最近、市立病院の経営状況はどうなっているのか。具体的に、どのような状態にあるのかを教えてください。

(経営企画課) 市立病院は、令和4年度から6年度までの3年間連続して純損失、すなわち赤字を計上している状況にある。特に令和6年度においては、決算がまだ確定していないが、約12億8,000万円の赤字が見込まれており、非常に厳しい経営状況となっている。このような状況を踏まえ、1年での経営改善は困難であると判断し、今年度策定した「第7期中期経営計画」においては、3か年での収支均衡を目指す財政計画としている。これに基づき、収支の均衡を目指し、改善を図っていく。具体的には、入院診療単価の適正な引上げによる収益の改善と救急患者および紹介患者の積極的な受け入れによる患者数の増加の2つを柱として取り組む。

(委 員) 医師が足りていないのか。

(経営企画課) 医師については、定数を若干下回っているが、これが直接的な経営難の要因となっているわけではない。新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きく、当

院においても大きな純損失を計上している。なお、同規模の公立病院においても、10億円を超える純損失を出している事例が多数見受けられ、全国的に公立病院の経営が厳しい状況にあることは、現在、社会的な課題として認識されている。

(委員) 地域における市立病院の役割は非常に重要であると考えている。その中で、一部を民間への委託をすることについて、越谷市として考えがあるのか、お聞きしたい。

(経営企画課) 市立病院は築50年を迎えており、施設の老朽化が進んでいる。そのため、病院の建替えについても協議を開始しなければならない状況にある。建替えの検討と併せて、今後の病院の経営形態のあり方についても検討する必要があるが、現在の経営状況では、建替えの起債なども難しいため、まずは経営改善に注力していく。

(委員) 施策の方向性に関する指標の中で、現状値に対して目標値が低く設定されているケースが散見される。具体的には、45ページに記載されている「結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)実施率」や、その下の「食品営業施設(新法施設)への監視指導数」などが該当するが、これらの目標値が現状よりも低く設定されている理由として、「最低限この水準を維持する」という趣旨なのか確認させていただきたい。

(感染症保健対策課) 結核のDOTSに関する目標値の「95%以上」については、国が定めている結核に関する特定感染症予防指針に基づくものであり、全国共通の目標値として設定されている。令和6年度の時点では、100%の達成状況となっているが、過去には新型コロナウイルス感染症の影響により、100%に達しなかった年度もあった。そのため、今後も安定的に高い水準を維持することを目指し、引き続き「95%以上」という目標値を掲げている。

(生活衛生課) 食品営業施設に関する監視・指導件数について、これらの施設は、概ね6年に一度、更新時期を迎えることとなるが、更新のタイミングは一律ではなく、年度ごとにばらつきがある。令和6年度は目標値を上回ったが、監視・指導は毎年同様の件数を実施しているわけではなく、年度によって変動がある。

また、動物愛護に関する指標については、令和6年度は特に多くの参加があった。これは、イオンレイクタウンで大規模なイベントが開催され、多くの市民の方にご来場いただいたことが要因であるが、今後も同様のイベントを毎年開催できるとは限らず、目標値はこれを踏まえて設定している。

③ 大項目2-3について

(委員) 47ページのめざす姿に関連する達成指標「「こどもの居場所」の数」について、子ども食堂を大沢地区センターで立ち上げ、今年で7年、実質的には丸5年間、継続して活動を行っている。立ち上げはコロナ禍前だったが、感染拡大の影響により、当初予定していたような居場所づくりとしての食事提供が難しくなり、現在は毎月、弁当形式で提供を続けている。活動場所は大沢地区センター内で、行政や社会福祉協議会の支援や、私は民生委員も務めているが、地域の民生委員にもご協力いただきながら、地域一体となって運営している。

今回の計画では、現在11か所あるこどもの居場所を、5年後には29か所に拡大するという目標が掲げられているが、他の地区センターや交流館を活用するなど、どのように展開していくのか、行政としての方針をお聞きしたい。

また、もう1つは費用・助成金に関する課題で、これまでも市には相談しているが、子ども食堂の運営には、食材費だけでなく、場所の維持、スタッフの衛生管理など、さまざまな費用が発生する。実情を踏まえ、今後、どのように行政が支援していくのか、そのスタンスをご教示いただきたい。

(子ども施策推進課)

子ども食堂の拠点数について、現在、活動が行う場所として、大沢地区センターをはじめ、交流館や自治会館など、さまざまな施設を活用いただいている。今回掲げている「29か所」という目標は、県の居場所づくりに関する方針に基づき、小学校区ごとに1か所設置するという考え方に準じて、本市でも同様の形で設定したもので、今後の展開にあたっては、地区センターや交流館、自治会館など、地域の多様な拠点を活用することを想定している。

次に、費用面については、先日もご要望をいただいているが、昨年度から補助制度を設けており、現時点ではその制度を活用していただいているため、検討には至っていない。

なお、金銭的な支援以外に、周知・啓発の面での支援を行っている。例えば、登録制度を設けて市のホームページに掲載したり、のぼり旗を配布して活動場所が一目でわかるようにするなど、視認性の向上にも取り組んでいる。また、「こどもまんなか！フェスティバル」においても、子ども食堂の周知・啓発を目的としたブースをエントランス棟の前の広場に設置しており、今年度も同様の取組みを予定している。子ども食堂の運営者の皆様との対面会議も年に数回開催しており、情報共有も行いながら、今後も総合的な支援体制の構築に努めていく。

(委員)

50ページの中項目234に記載されている「学童保育施設数」について、市内には小学校が約30校あると認識しているが、令和6年度時点では学童保育施設が54施設設置されており、令和12年度には累計60施設とする目標が設定されている。この施設数の目標に関する計算ロジックについて確認させていただきたい。これは1年に1施設ずつ増設していくという想定によるものなのか、あるいは小学校数に対して、各校に2施設設置するという考え方なのか、具体的な算出根拠をお聞きしたい。

(青少年課)

各小学校には、1室以上の学童保育施設が設置されているが、待機児童の状況にに応じて、2室または3室を同時に設ける場合もあるため、施設数の増加は「年に1室ずつ」という計算とはしていない。例えば、令和9年度には3室の増設を想定しているなど、年度ごとの増設数に差はあるが、令和12年度までに累計60室の達成を目指すという目標となっている。

(委員)

48ページの中項目231「こども・若者の権利と安全を守る」に関連して、家庭児童相談員などが、こどもの権利について学ぶ機会が設けられているかどうかをお聞きしたい。人権に関する研修は実施されていると聞いているが、人権学習とこどもの権利の理解は性質が異なると考えている。そのため、こどもの権利については、別途、学ぶ機会を設けていただきたいという意図で質問させていただいた。

次に、48ページの中項目232「親と子の健康づくりに取り組む」に記載されている産後ケア事業について、現在すでに稼働していると思うが、申請が必要な制度であることから、出産前に産後ケアの必要性を判断するのは難しい場合もあるのではないかと感じている。そこで、実際に申請されたにもかかわらず、申請が通らなかったケースがあったかどうかについてお聞きしたい。

また、50ページの中項目234の「こども・若者を地域全体で育む」に関連して、児童館における社会体験や自然体験の機会の提供については非常によい取り組みだと思うが、児童館がこどもにとって行きやすい場所になっていないという声を聞いている。昨年、こどもの声をきくファシリテーターを務めた際にも、学校と同様に禁止事項が多く、自由に過ごせる雰囲気ではないという意見が多く寄せられた。児童館を「こどもの居場所」として、より柔軟に運営していただけるよう改善をお願いしたい。

最後に、最近始まった「こども誰でも通園制度」について、現時点での申込状況

と、対応が困難であったケースがあったかどうかについてお聞きしたい。

(こども家庭センター)

家庭児童相談員に関する研修について、ご指摘のとおり、「こどもの権利」に関する理解を深めることは非常に重要であると認識している。「こどもの権利」についても、家庭児童相談員に限らず、センターの職員全員が同様に知識を身につけられるよう機会をとらえて実施していきたい。また、研修の方向性についても多様な意見を伺いながら、より効果的な内容となるよう検討を進める。

次に、産後ケア事業について、ホームページ上では出産の1か月前までに申請といった表記があるが、これは制度上の目安であり、実際には産前のいつのタイミングでも申請を承っている。また、出産後であってもご相談があれば柔軟に対応している。申請があった場合には、保健師がご家庭の状況等を伺い、必要性を判断した上で支援を行っており、令和6年度の実績においては、申請された方についてはすべて事業を利用いただいている。今後も、ひとりでも多くの方にこの事業が届くよう運用をしていきたい。

(保育入所課)

「こども誰でも通園制度」の利用認定状況については、7月1日利用開始分として、117世帯から121名の申請があり、すべてのこどもが認定されており、現在のところ、対応が困難となったケースは発生していない。事業を実施している各施設で、一定程度の申込みをいただいているとお聞きしている。引き続き制度の周知と運用に努める。

(委員)

先ほどのご説明を踏まえての意見として、産後ケア事業やこども誰でも通園制度について、受け入れる幅があるのであればそのように案内していただきたい。ホームページなどを見た際に、対応できない場合があるという趣旨の記載があることで、申請や相談を諦めてしまう方もいるのではないかと思われる。特に、こどもに障がいがある場合などに対応できないと受け取られかねない表現があると、実際には利用可能であっても、最初から連絡を控えてしまうケースが考えられる。そのため、「まずはご相談ください」といった一文を加えるなど、相談のハードルを下げるような表現にすることで、より多くの方に制度が届くのではないかと思う。また、実際に「利用したいけれど利用できなかった方」がどの程度いるのかといった実態も把握しやすくなるのではないかと考えている。

(こども家庭センター)

より多くの方に制度をご利用いただけるよう、今後の案内方法については、検討させていただきたいと考えている。

(委員)

まず意見として、中項目231に記載されている「家庭児童相談員」という名称について、先日、家庭児童相談の担当者の方とお話しする機会があり、この名称について話題になった。「家庭児童相談員」という名称を聞いた際に、「児童相談所」と混同される方が少なくなく、「児童相談所には相談したくない」といった誤解が生じているケースがあるとお聞きした。児童相談所とは役割も性質も異なるが、相談する前から名称によって相談をためらう保護者が散見されるため、より親しみやすく、誤解の生じにくい名称への変更をご検討いただけないかと考えている。

続いて質問として、産後ケア事業の利用状況について、現在、さまざまな助産院で産後ケアが提供されているかと思うが、各施設において、利用者の満足度を把握するためのアンケート等は実施されているか。一部の方から「残念だった」というご意見を聞いたことがあり、市として、そのような声を把握されているか。

(こども家庭センター)

現在使用している「家庭児童相談員」という名称は、全国一律の制度上名称であり、本市もその名称を採用している。しかしながら、児童相談所と混同があるのであれば、今後、名称の見直しについても検討の余地があると考えている。

次に、産後ケア事業について。現在、事業の利用者に対してアンケートは実施していないが、利用者からは全体的には「よかった」という声をいただいていると聞

いている。一方で、ご指摘のように対応に不満があるようなご意見もあることは認識している。本市では、助産師会との意見交換の場を定期的に設けており、よりよい事業になるよう、連携しながら改善に取り組んでいく。

(委 員) 中項目233で「子育てサロンの講座開催数」について、年間212回から250回への増加を目標値としているが、市としては、自由に参加できるひろばの開催よりも、講座形式の開催を今後は増やしていくのか。

(子ども施策推進課) 前期基本計画でも、子育てサロンの活動指標として「講座開催数」を設定していた経緯があり、便宜上、講座の回数を指標として引き継がせていただいた。しかし、ご指摘のとおり、子育てサロンにはテーマに沿った講座形式で参加いただく場合と、フリーで立ち寄れるひろばの形式がある。別のサロンの運営者からも、初回は講座をきっかけに参加される方が多く、2回目以降はフリーで行く傾向があると伺っている。サロンの位置づけを踏まえると、単発の参加ではなく、保護者同士やスタッフとのつながりを深める意味では、フリーの参加の方が重要であることは十分に認識しており、講座形式だけを重視するということは考えていない。

(委 員) 現状として、子育てサロンの開催日数がある程度決まっているなかで、講座を増やすとなると、ひろば形式の開催数との調整が必要となる。開催日数そのものが増えるのであれば、調整することも可能かと思うが、現実的にはその調整が難しいのではないかと感じている。

また、質問として、49の中項目233に「子育てしやすい就労環境づくり」という項目があり、その中で「子育てしやすい就労環境づくり仕事と子育てが両立できるよう、家庭への普及・啓発を行うとともに、父親に対する子育て支援の充実を図ります。」とあるが、現時点で具体的に実施予定の事業があればお聞きしたい。

(子ども施策推進課) 父親の育児参加については、なかなか難しい面もあると感じているが、例えば、スターバックスとの連携により、土曜日に開催する「パパサロン」を実施しており、このような活動が直接的に就労支援に結びつくかどうかは課題もあるが、男性の育児参加を促す一つのきっかけとして、今後も継続的に取り入れていきたいと考えている。

また、子育てサロンの開催回数について、近年では週1回の開催を週2回に増やすなど、開催日数や場所の拡充を行っているところもある。各サロンに対して日数を増やしていただくようなことは特に想定していないが、既存サロンの開催数が自然と増えてきている状況となっている。そのため、年間250回という目標に近づける見込みであり、特別に新たな負担を求めることは想定していない。

(委 員) 意見として、子育てサロンの開催回数については、全体として増加傾向にあるとのことだが、地域ごとの状況を踏まえると、まだ十分とは言えない部分があると感じている。特にレイクタウン地域においては、子育て世帯数に対してサロンの開催回数が不足しており、地域のニーズに見合った支援が十分に届いていない印象がある。そのため、開催回数の増加だけでなく、地域ごとのバランスも考慮していただきたい。

④ 大項目2－4について

(委員) 53ページに記載されているめざす姿に関連する達成指標で、「差別や人権侵害を感じている市民の割合」を72.4%から0%に、また「障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合」を100%にするという目標があり、これは理想的ではあるが、現実的には非常に高いハードルであると感じている。この目標を達成するためには、特効薬のような即効性のある施策が必要となるが、現時点で越谷市においてそのような施策があるのか。もし、具体的な施策がないのであれば、目標値について現実的な数値に見直しを検討することも必要ではないか。

(障害福祉課) 「差別や人権侵害を感じている市民の割合」に関する目標値については、現状の72.4%を0%とする目標を掲げているが、これは差別や人権侵害がない社会を目指すべきであるという考えに基づいて設定している。この数値をどのように減らしていくかという点について、現在、本市が考えているのは、こどもたちを中心とした「インクルーシブ教育」の推進で、こどもの段階から障がいのある人もない人もともに過ごす環境を整える施策を行うことなどにより、目標を目指していきたいと考えている。

(委員) 施策があるのであれば計画に記載してもよいと考える。

(委員) 中項目241「障がいの早期発見と療育環境の整備」の保育所等訪問支援について、未就学児が主な対象かと思う。就学後は管轄が学校となるからだと思うが、障がい児に対する小学校進学後の見守りが急に減るという声を聞いている。保育所等訪問支援も小学校入学後も支援がないわけではないが、それまでと比べると大幅に減るようで、こどもの気持ちに寄り添う支援が、就学後も継続されることが重要なので、就学前後の支援の引継ぎに関する連携についてお聞きしたい。

(子ども福祉課) 保育所等訪問支援事業については、発達障がいの疑いのあるお子さんを対象に、保育所や小学校などへ訪問し、状況に応じた助言等を行っている。実際に、保育園等に通う未就学児への支援が中心となっているが、小学校においても訪問支援の実施は行っている。ただし、学校側との調整が必要となるため、支援を希望される場合には、学校と連携し、了承を得たうえで支援を開始している。現状では、未就学児への支援が多い傾向にあるが、近年は小学校で訪問支援を利用される事例は増えている。今後も、連携は推進していく。

(委員) 是非、学校関係者にも必要性が届くように伝えていただきたい。

(委員) 中項目243に「住まいの場の充実」ということで、「障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、グループホームなどの住まいの場の整備を促進します。」と記載されているが、この「整備を促進する」とは、具体的にどのような方向性で進めていくことを想定しているのか。

(障害福祉課) これまで家庭で生活していた障がいのある方が、保護者の高齢化などに伴い、グループホームという共同生活の場で生活するケースが増えている。本市では、事業者からグループホームの設置に関する相談があった際には、地域の実情をお伝えし、整備に向けた支援を行っている。また、施設整備に関しては、補助金制度などを活用できる場合もあるので、相談があれば制度の案内等を行っている。現状として、グループホームの数は年々増加しているが、今後も量的な拡充だけでなく、質の確保にも力を入れていきたいと考えている。

⑤大項目2-5について

- (委員) 58ページの中項目251「生きがいづくりを支援する」に関する指標に「老人福祉センターの利用者数」を増やすことが目標として掲げられている。こどもの施策では、こどもたちの意見を反映するためのアンケート調査などが実施されているが、高齢者の方々に対しても同様に、「どのようなイベントがあれば行きたいか」といったアンケートなどは実施されているか。
- (地域共生推進課) 本市では老人福祉センターが4館あり、いずれも社会福祉協議会に指定管理者として運営を委託している。利用者が参加しやすく、参加したいと思う事業を実施することが利用者増加の要因となり、興味・関心の維持にもつながる。また、積極的に参加することで高齢者の社会参加が進み、介護予防にもつながると考えている。そのため、各施設では利用者の声を参考にしながら事業を実施している。こども向け施設で実施されているような形式的なアンケート調査をすべての老人福祉センターで行っているわけではないが、利用者の意見をくみ取った対応をさせていただいている。
- (委員) 59ページに記載されている「認知症サポーター養成数」について、私自身もこれまでに受講した経験があるが、平日開催よりも土日開催の方が参加しやすいと思う。また、現地で参加できない方もいると思うので、ライブ配信や録画配信を行うと、養成数は現在も着実に増加していると思うが、さらに増加を望めるのではないかな。認知症への理解促進という観点から、土日の開催やウェブでの公開をぜひご検討いただきたい。
- (委員) 現在、社会福祉協議会では、認知症などにより判断能力が低下した方に対して、金銭管理や書類の預かり、定期的な見守りなどを自主事業として実施している。報道でこのような事業が国において社会福祉法上位置づけられる方向で議論が進められており、正式に制度化される可能性があるということを知った。今後、国会でも検討される見込みとも聞いている。現時点では、今回の計画に直接盛り込む段階ではないかと思うが、越谷市としてこの国の動向をどのように把握されているのか、また、現段階でどのように対応を検討されているのか、お示しいただきたい。
- (地域包括ケア課) 本市としても新聞報道などを通じて、国における制度改革の動きについては把握しているが、現時点では詳細がまだ明確に固まっていない部分も多く、制度の具体的な内容については不確定な状況と認識している。現段階では本市の計画に直接反映することは難しいと考えているが、今後の国の動向を十分に注視しながら取り組んでいきたい。
- (委員) 社会福祉協議会ではすでに事業を実施しており、また民間事業者の参入も進んでいるので、今後、詳細が明らかになってきた際には、連携を密にしながら進めていきたい。
- (委員) 56ページのめざす姿(5年後の状態)の文章に「高齢者を地域全体で支え合う」と記載あるが、これに関連して、少し広い視点からお伺いしたい。46ページの2-3でも「こどもの育ちを地域で見守り、支える」と記載されており、こどもたち自身が高齢者など多世代との関わりを望んでいるという記述が見受けられる。しかし、現状ではこどものことはこどもの課だけで、高齢者のことは高齢者の課だけでといった縦割りの体制になっている印象があり、総合的な地域共生にはつながっていかないと考えている。講座などのイベントがある時だけ人が集まるのではなく、日常的に世代を超えて自由に集えるような「地域の居場所」がもっと必要ではないかと考えている。市として「こどもだけ」、「高齢者だけ」といった枠を超えて、地域全体で多世代が交流できるような居場所づくりについて、何か具体的な取組みがあるのかどうかお伺いしたい。

(地域共生推進課) 現在本市には老人福祉センターが4館あり、これらは60歳以上の方を対象とした施設として運営されているが、各センターで、月に1回、多いところでは月2回「ふれあいデー」という交流イベントを開催しており、この日はこどもから高齢者まで幅広い世代が触れ合えるようなイベントを実施し、多くの方にご参加いただいている。ご指摘の世代ごとに分かれた施設ではなく、多世代が集えるようなスペースや施設の必要性については、他市の状況をみると「多世代交流センター」というかたちで運営されている施設があることも承知している。本市では現在、老人福祉センターは高齢者向け、こども関連施設はこども向けといったかたちで、施設の役割が分かれている状況だが、今後、施設の更新のタイミングを迎える際には、いただいたご意見を念頭にどのような施設がふさわしいのか、必要なのかを全庁的に検討を進めていく必要があると考えている。

(委員) 中項目254の指標「地域包括支援センターへの新規相談件数」に関連して、地域包括支援センターにはそれぞれ担当エリアがあると思うが、通りを挟むと担当の地域包括支援センターが異なるなど、住民にとってわかりづらいケースが見受けられる。もちろん、支援センターの職員の方々は丁寧に対応してくださっており、連携も取っていただいているが、今後さらに相談件数が増えていくことが予想される中で、行政としてどのように支援していくのか、お示しいただきたい。

(地域包括ケア課) 本市では、従来から13の地区センターがあるコミュニティ区を設けており、地域活動もこの単位で進めてきた。それが市民にもわかりやすいと考え、地域包括支援センターの管轄区域もこの13のコミュニティ区に合わせて設定している。昨年度までは荻島地区と北越谷地区を同一の地域包括支援センターが対応していたが、令和7年4月1日から、北越谷地区に単独の地域包括支援センターを設置し、現在ではすべてのコミュニティ区に1か所ずつセンターが設置されている。管轄の線引きについては、基本的にはコミュニティ区に基づいているが、日常生活の中で市民の皆様がその区分を意識されることは少ないと思うので、最寄りのセンターにご相談いただければ、適宜対応させていただく。

(委員) 57ページのめざす姿に関連する達成指標について、「認知症について関心がある市民の割合」の現状値が「－」と記載されている。理由は、市政世論調査の結果がまだ出ていないためと思われるが、直近の調査結果での実際のパーセンテージをお示しいただきたい。また、目標値が「90%」と設定されているが、「100%」を目指してもよいのではないか。

(地域包括ケア課) 認知症に関する達成指標について、後期基本計画の中では、市政世論調査の結果をもとに進捗を把握したいと考えている。前期基本計画では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に合わせて実施しているアンケート調査の結果を指標として使っていた。この直近の令和4年度の調査結果では、84.6%であったことから、この数値を踏まえ、将来的には100%を目指すべきとの考え方もあるかと思うが、後期基本計画では達成可能な目標として90%を設定している。

⑥ 大項目2-6について

- (委員長) 64ページの中項目261の小項目「生活保護制度の適正な運用」について、説明文に「民生委員・児童委員、社会福祉協議会」と並んで「ハローワークなどの関係機関と連携」という表現がある。文脈上、ハローワークを掲げていることにやや違和感を覚えた。ハローワークとの連携がどのような経緯で記載されているのかお聞きしたい。
- (生活福祉課) ハローワークとの連携について、生活保護を受給されている方の中には、就労により自立が可能な方もいる。ハローワークとの連携により、就労支援を行っているため、素案にもハローワークを関係機関として挙げさせていただいた。
- (委員長) 詳細な説明があると、よりわかりやすくなると思う。
- (委員長) 64ページの中項目261「子どもの学習・生活支援事業参加率」について、この指標は、参加したこどもの割合が数値として示されているが、この参加率は、どのような基準で参加率を算出したのか。また、事業の周知については、どのような方法で行われているのかをお聞きしたい。
- (生活福祉課) 子どもの学習・生活支援事業については、生活保護世帯および生活困窮世帯のうち、お子さんがいる世帯を対象としている。生活保護世帯については、保護の申請後、保護が決定した段階等で、対象となるお子さんがいる場合には、事業の案内を行い、参加を促している。また、生活困窮世帯については、生活自立相談「よりそい」を通じて、世帯の状況を把握したうえで、委託事業者から参加の働きかけを行っている。
- なお、令和6年度の参加状況は、小学生は対象者86名中、22名で参加率25.58%、中学生は対象者71名中、27名で参加率38.03%、高校生は対象者111名中、参加者39名で参加率35.14%、全体としては対象者268名中、88名で参加率32.84%という状況であった。現状値を踏まえ、参加率40%を目標値とした。
- (委員長) 事業の参加率が現在の数値に至った背景や理由について、何か把握されていることはあるか。例えば、支援を実施している場所が利用しづらい環境にあるのか、あるいは世帯を取り巻く状況なのかなど、参加率が伸び悩む要因について、何か分析されていることがあればお示しいただきたい。
- (生活福祉課) 過去数年の推移を見ても、事業への参加は伸び悩んでいる。事業の案内は行っているものの、保護者の考え方などにより、参加に至らないケースが多く見受けられる。ここ数年では、参加率が毎年1%程度ずつ上昇しているが、依然として大きな伸びにはつながっていない。今後も、引き続き参加を促していきたい。
- (委員長) こども自身に参加意欲があるかどうかという点も把握する必要があると考えている。現状では、保護者への案内や働きかけが中心になっていると思うが、こども自身の声も拾っていただけるような取組みが進むことを期待している。
- (委員長) 63ページの「課題」の2番目に、「医療費の適正化を図り」と記載されているが、この表現の意味が少しわかりづらく感じた。「高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、被保険者一人にかかる医療費が年々増加するなか、被保険者が安心して医療を受けることができるよう制度を維持・充実させるため」に、どのような取組みが「適正化」に該当するのか、考え方をお聞きしたい。
- (国保年金課) 「適正化」という文言の意味合いについては、保健事業等を行うことで、医療費の伸びを縮減することを指している。また、保険者としての取組みとして、医療機関から提出されるレセプトの内容確認や、診療報酬の内容が交通事故等に起因する場合には、加害者に対して保険給付費分を請求する手続きなどが挙げられる。交通事故の過失割合により、保険者が本来負担すべきではない保険給付費が含まれてい

るケースがあるため、それらを請求することも「適正化」の一環と捉えている。加害者が存在する場合には、該当する費用を確実に請求するなど、保険給付費の抑制に向けた取組みを含めて、「適正化」という文言を使用している。

(委 員) つまり、医療費を少なくしたいということか。

(国保年金課) さまざまな取組みを行ったとしても、一人あたりの医療費は、高齢化の進展や医療技術の高度化といった要因により、増加していくのが現状で、少しでもその伸びを抑制するべく、さまざまな取組みを行っている。

(委 員) 全体的に考えると、やはり健診の受診率の向上やフレイルや疾病の予防の推進といった取組みをしっかりと実施することが、医療費の適正化に直結するのではないかと考えている。交通事故の加害者に対して医療費を請求するというような対応だけでは医療費の縮減にはつながりにくいと思う。今後、高齢化がさらに進行することを考えれば、医療費が増加するのは当然の流れなので、その前段階である予防的な取組みをいかに充実させるかが重要であると考えている。

⑦ 全体について

(部 会 長) ご質問のほかにも、皆さまから多くのご意見を頂戴した。それらのご意見を報告書案に反映させていただくが、よろしいか。

(委 員) 〔了承〕

(部 会 長) その他にご意見等はあるか。

(委 員) 43ページのめざす姿に関連する達成指標「65歳健康寿命の延伸」の計算方法について、6年後の目標値の算出根拠についてお聞きしたい。

(健康づくり推進課) 埼玉県が出している数値に基づいて算定している。令和5年の時点では、男性が「18.15年」、女性が「21.14年」となっており、この10年間の推移を平均すると、年間あたり「0.13年」ずつ延伸しているため、この傾向に基づき、今回の目標値を設定した。

(委 員) 今回の会議では、こどもから高齢者までを対象とした幅広いテーマであるにも関わらず、市民活動支援課が参加していないのはなぜか。市民活動支援課は、市民活動を支援する立場にある部署であり、今回の議題とも関係が深いように感じる。担当領域の違いや、役割の線引きがあるのか。たとえば、地区センターや市民活動支援センターなどは、市民活動支援課が所管していると認識している。

(政 策 課) 市民活動支援課は、22ページからの「市民参加と協働による市政を推進する」を目的とした大項目に係る取組みを所管している。

(委 員) 市立病院について、3年連続で赤字が続いており、来年度以降も仮にこの状況が続いた場合、5年後にはどのような状態になると想定されているのか。市民の立場からすると、このままでは立ち行かなくなるのではないかと懸念を抱いている。

(委 員) 医療費の上昇や物価高、人件費の増加などが診療報酬に十分反映されていない現状では、経営が厳しくなるのは当然のことかと思う。実際、全国的にも赤字経営に陥っている病院が増えており、倒産に至るケースもある。

(経営企画課) ご指摘のとおり、診療報酬の制度については、昨今の物価高騰や人件費の上昇に十分に対応できていないのが現状で、この点は、公立病院の協議会等を通じて、国に対して再三にわたり要望を提出している。また、現在策定している中期経営計画では、3年後の収支均衡を目標としている。現時点では、国が用意している特例債などの制度を活用しながら、厳しい経営状況を乗り越えるための対応を進めている。3年後あるいは5年後において、黒字化は容易ではないと見込んでいるが、少なくとも収支均衡に近づけることを目指し、引き続き経営改善に取り組んでいく。

(委 員) 本日の議題とは直接関係ないかもしれないが、子育て中の保護者の方から、現在、設備が壊れた関係で学校給食がお休みになっているとお聞きした。その方から、すぐに対応ができないものかとの声をいただいた。今回の議題とは少し異なるかもしれないが、この場で回答を求めるものではないが、こどもたちの健康に関わる重要なことなので、可能であれば担当課に伝えていただきたい。

(部 会 長) 本日の審議の中で発言できなかったご意見があったら、7月11日(金)までに、事務局へご意見をメール、郵送、又はファックスにてご提出いただきたい。この際にご提出いただいたご意見については、次回、報告書案を協議する前に、改めて審議する。

3 その他

事務局から次回の審議会の開催予定について説明

4 閉会

田口副部会長から閉会のあいさつ

以上